

日韓ウォーキング交流に係る鳥取県訪問団派遣に関する手配業務委託仕様書

本仕様書は、鳥取県（以下「発注者」という。）が行う日韓ウォーキング交流に係る鳥取県訪問団派遣に関する手配業務（以下「本業務」という）を委託するにあたり、その仕様等に関して必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

日韓ウォーキング交流に係る鳥取県訪問団派遣に関する手配業務

2 業務の目的

発注者が推進するウォーキングリゾートの推進と鳥取県江原特別自治道友好交流 30 周年記念事業として、県主催のウォーキングによる両県道青少年等の交流事業を実施することで、日韓交流拡大の他、米子ソウル便の利用促進等観光誘客を図る。

3 業務の期間

契約締結日から令和 6 年 12 月 25 日（水）まで

4 業務の内容

本業務は以下のとおりとし、派遣に係る日程は別添のとおりとす。なお、江原特別自治道との調整結果等に伴って、本業務の内容が変更となる可能性があるものとする。（見積時は以下で積算。）

(1) 国際航空券の手配及び支払い

高松空港から仁川国際空港までの国際航空券及び仁川国際空港から米子空港までの国際航空券各 12 名分の手配及び支払いを行うこととする。

(2) 国内交通手段の手配及び支払い

12 名以上が乗車可能であり、キャリーケース等の積載が可能なトランクルームを有する中型バス 1 台（添乗員不要）の運行の手配及び支払いを行うこととする。

往路は倉吉市内から高松空港まで、復路は米子空港から倉吉市内までの運行とする。

(3) (1) 及び (2) に付随して必要となる手配及び支払い

(1) 及び (2) に付随して必要となる、燃油サーチャージ、航空保険料、空港税等の税金、発券手数料、高速道路料金等の手配及び支払いを行うこととする。なお、実施に際しては発注者とよく協議することとする。

(4) Wi-Fi ルーターのレンタルの手配及び支払い

韓国から日本への連絡及び韓国国内での連絡が可能となる Wi-Fi ルーター 1 台のレンタルの手配及び支払いを行うこととする。

5 本業務の留意事項

業務の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

(1) 鳥取県訪問団派遣の全体日程の確定に伴い内容が変更となる可能性があるため、手配等を進めるにあたっては発注者とよく協議を行うこととする。

(2) 日程や内容等に変更が生じた際には、発注者と協議の上委託料の増額又は減額を行う可能性があるものとする。

(3) その他疑義が生じた場合には、発注者と協議の上決定することとする。

6 完了報告書

受注者は、本業務を完了したときは、1か月以内に完了報告書を発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。

7 その他

- (1) 発注者と定期的に打合せができる体制とするものとする。
- (2) 受注者は、本業務により知りえた情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏えいしてはならないものとする。なお、本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とするものとする。
- (3) 受注者は、本業務を行うために発注者から貸与された情報等を滅失、改ざん及び破損してはならないものとする。
- (4) 本業務において取り扱う個人情報については、別記の個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項のとおりとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が必要に応じて協議するものとする。

別添

日韓ウォーキング交流に係る鳥取県訪問団派遣日程

日にち	行程 (案)
R6. 10. 25 (金)	5:30 9:30 倉吉駅前発 - 高松空港着 - 11:40 13:20 高松空港発 (エアソウル利用) - 仁川国際空港着
R6. 10. 26 (土)	韓国滞在
R6. 10. 27 (日)	13:25 14:50 仁川国際空港発 (エアソウル利用) - 米子空港着 - 15:30 17:00 米子空港発 - 倉吉駅前

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この調達に係る業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この調達に係る契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 受注者は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、受注者は、この調達に係る契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、受注者は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する発注者受注者間の個人情報の引渡しは、発注者が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 受注者は、業務を行うために発注者から個人情報の引渡しを受けるときは、発注者に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複製し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 受注者は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、発注者と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 受注者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る受注者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに発注者に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 受注者は、この調達に係る契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに発注者に対し返還し、又は引き渡すものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この調達に係る契約又は業務の終了時に、発注者が別に指示したときは、受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、受注者は、個人情報の廃棄に際し発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、発注者の求めに応じて、当該記録の内容を発注者に対し報告しなければならない。

（定期的報告）

第11条 受注者は、発注者が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

（監査）

第12条 発注者は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、受注者（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

（損害賠償）

第13条 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者又は受注者の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、受注者は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償したときは、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第14条 発注者は、受注者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この調達に係る契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（死者情報の取扱い）

第15条 受注者が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。